（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第四条　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の二」を「第四十七条」に改める。

第十九条第一項第四号中「四半期会計期間及び」を削る。

「第六節　雑則」を「第七節　雑則」に改める。

第七十二条中「場合には」の下に「、四半期累計期間に係る四半期損益計算書において」を加える。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第五条　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十七条・第七十八条」を「第七十七条―第七十八条の二」に改める。

第二十条第一項中「（次条第一項に定める場合を除く。）」を削る。

第八十一条中「場合には」の下に「、四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書において」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第七項及び第八条の九第二号の規定は、平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この項において「新連結財務諸表規則」という。）の規定は、平成二十五年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十三年四月一日以後に開始する連結会計年度に係るものについては、新連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

2　第一条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「旧財務諸表等規則」という。）第八条第七項の規定により子会社に該当しないものとされた特別目的会社を初めて連結の範囲に含めた連結会計年度における当該連結の範囲の変更は、会計方針の変更（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この項において「連結財務諸表規則」という。）第二条第三十九号に規定する会計方針の変更をいう。）とみなして、連結財務諸表規則第十四条の二において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の三第三項（第四号から第六号までを除く。）の規定を適用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び適用初年度の期首における利益剰余金に対する影響額」とする。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この項において「新中間連結財務諸表規則」という。）の規定は、平成二十五年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十三年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係るものについては、新中間連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

2　旧財務諸表等規則第八条第七項の規定により子会社に該当しないものとされた特別目的会社を初めて連結の範囲に含めた中間連結会計期間における当該連結の範囲の変更は、会計方針の変更（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この項において「中間連結財務諸表規則」という。）第二条第三十六号に規定する会計方針の変更をいう。）とみなして、中間連結財務諸表規則第十一条の二において準用する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第五条第三項（第四号から第六号までを除く。）の規定を適用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び適用初年度の期首における利益剰余金に対する影響額」とする。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　旧財務諸表等規則第八条第七項の規定により子会社に該当しないものとされた特別目的会社を初めて連結の範囲に含めた連結会計年度に属する四半期連結会計期間における当該連結の範囲の変更は、会計方針の変更（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「四半期連結財務諸表規則」という。）第二条第四十一号に規定する会計方針の変更をいう。）とみなして、四半期連結財務諸表規則第十条の二において準用する四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第五条第三項（第四号を除く。）の規定を適用する。

府令・省令

○内閣府、総務省、厚生労働省、法務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、令第二号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第八条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号に次のように加える。

ホ　商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三第一項第一号の規定による信託に係る契約の締結又はこれらの規定による信託に係る信託行為若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立

附　則

この命令は、公布の日から施行する。